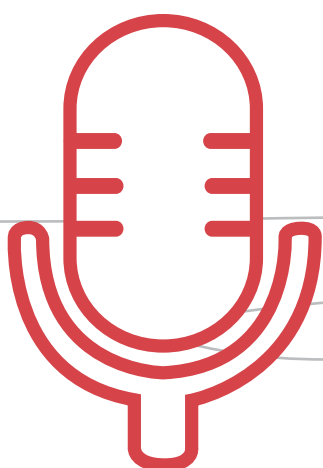


新郎新婦にこの言葉を贈りました。

男女共同参画的 スピーチ募集

結婚式でこんな言葉を贈りたい。



詳細は裏面へ

男女共同参画の視点による結婚祝いのスピーチ案

「新郎・新婦に感謝された」「自分ならこんな言葉を贈りたい」「こんな言葉をもらえたら嬉しい」といった、自作のメッセージをお寄せください。

募集
期間

6/19^⑤ - 9/30^③

男女共同参画的スピーチ案を募集します！

「新郎新婦に感謝された」「自分ならこんな言葉を贈りたい」「こんな言葉をもらえたら嬉しい」といった、自作のメッセージをお寄せください。

❓ 男女共同参画社会とは・・・

誰もが性別にとらわれず、自分らしくのびやかに生きられる社会のことを指します。
少子高齢化が進む中、家庭においても、男は仕事、女は家庭といった時代遅れの性別役割分担意識を捨て、ともに働き、ともに家庭責任を分かち合う関係が求められています。

❓ イマドキの結婚スピーチって？

いまどき、「新婦は夫を陰で支えながら・・・」とか「新郎は妻子を養うために働いて・・・」なんて時代遅れのスピーチはセンスなし！これからの時代、男女共同参画的スピーチで披露宴会場を盛り上げませんか。

❗ そこで・・・

本事業は、これから結婚される方々の新しいスタートを、時代に合ったスピーチで祝いたいと企画しました。いただいたスピーチ案が多くの人に活用されることで、男女共同参画の理念が広がることを願っています。

本当にあった、男女共同参画的スピーチ例



“結婚生活は夫婦二人三脚とよく言いますが、それでは互いを縛り合うことになってしまいます。2人並んで、自らの脚で、これからの人生を力強く歩んでください。”

“日本国憲法第24条には、こう書いてあります。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と。2人の結婚は、この憲法に守られています。お互い協力し合いながら、同等の立場で家庭を築いてください。”



応募方法 応募事項を添えて、郵送または女性会館 HP よりで応募ください。

- 応募事項：①応募者氏名（フリガナ）と年齢 ②郵便番号・住所 ③電話番号 ④このチラシを入手した場所 ⑤男女共同参画的スピーチ案（文字数：400字以内） ⑥ペンネーム
- 応募先：郵送 ㊧ 〒420-0865 静岡市葵区東草深町3-18 静岡市女性会館「男女共同参画的スピーチ案」係。 H P ㊧ <http://aicol21.jp/>
- 応募締切：9月30日（水）17:00 必着
- 発表：11月初旬予定。最優秀賞には、賞状と図書カード（5000円分）を進呈します。最優秀賞を含む上位作品は、女性会館 HP 上でプロの朗読によって動画で紹介予定です。

【応募規定】

※応募に際し、お預かりした個人情報については、作品の管理及び選定、賞品発送の目的以外には使用いたしません。
※作品は自作で、オリジナル且つ他の媒体に応募していないものに限ります。1人何作品でも応募できます。
※上位作品は、静岡市女性会館のHPや動画サイト、情報誌等の発行物に掲載予定です。「作品」、「応募者氏名またはペンネーム」、「年代」、「都道府県名（静岡市の場合は区まで）」を掲載させていただきます。ペンネームの記載がない場合は、本名で掲載いたします。
※応募作品に関する著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む）等の権利は、投稿と同時に静岡市女性会館に帰属いたします。応募作品中に、特定の個人名などを記載する場合は、個人情報にご留意ください。
※著作権は静岡市女性会館に帰属しますが、作品はスピーチの参考例として、広く活用される可能性があることをご了解ください。
※応募作品中における他著作物からの引用、その他第三者の知的財産権の利用等における責任は、応募者が負うものとします。
※誤字脱字や不適切な表現があった場合は訂正させていただくことがあります。
※ご応募いただいた時点で、上記応募規定に同意いただいたものとみなします。